|  |
| --- |
| **法40条第1号　「支援業務計画」(①実施職員②実施方法③その他事項)が、業務の適確な実施に適切** |

|  |  |
| --- | --- |
| **神 奈 川 県 の 主 な 審 査 基 準 の 内 容** | **ポイント（具体的に記載する内容等）** |

|  |  |
| --- | --- |
| **１** (1)か(2)に**法第42条各号**の業務内容を記載  (1)事業計画書  (2)居住支援法人指定以前の活動実績 | 法第42条各号のうち、第1～3号いずれかの業務を記載  (1)事業計画書は、様式（記載例）を参照し記載  (2)活動実績は、組織として実施した実績を具体に記載 |

|  |  |
| --- | --- |
| **２** 以下(1)か(2)の連携体制、手法を記載  (1)県や市町村の居住支援協議会構成員となる  (2)地方公共団体､居住支援協議会から要配慮者の相談先として紹介された時、連携する  ※「支援業務の実施に関する計画書」「事業計画書」において、神奈川県居住支援協議会又は市町村で設立された居住支援協議会との連携手法を記載。 | (1)神奈川県居住支援協議会への入会を記載  (2)可能であれば、既に設立されている市町村居住支援協議会へ入会（同協議会へ事前に相談しておくこと）又は、市町村協議会の設立時､会員となること等を記載  ※記載例：神奈川県居住支援協議会に加入、協議会としての相談窓口の役割を担い、市町村から相談を受けた場合、要配慮者に住居をあっせんしてもらうよう不動産業者につなぐ。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **３** 支援業務を行う区域（＝具体的な市町村名）を記載 | ・「等」「近隣地域」｢方面｣等の表記は原則不可、市町村一部区域（例：○○市△△町内に限定）という表記は可 |

|  |  |
| --- | --- |
| **４** 支援対象の要配慮者の範囲を記載  　（「～等」の記載は不可） | ・ 具体的範囲を記載　（法第2条の定義に合致させる。例：障がい者は、身体、知的、精神、その他に分けて記載） |

|  |  |
| --- | --- |
| **５** 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）等の居住支援の実施に関する法令等を遵守させるため必要な措置が講じられている | ・　①取得の利用目的②データ管理（保管）③第三者への提供に関する本人同意・記録④本人からの開示請求の際の対応等について記載  （※法人の個人情報保護規程を添付すること） |

|  |  |
| --- | --- |
| **６** 組織体制（担当係）や人員体制を備えている | ・　支援業務とそれ以外を行う組織･人が別である旨､記載 |

|  |
| --- |
| **法40条第2号　支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する** |

|  |  |
| --- | --- |
| **１** 支援業務に必要な自主財源がある | (1)支援業務を行うに足る収入、資産＝予算（財産、収入）  (2)補助金以外の恒常的な収入（資本金、会費等）  ※いずれも財務諸表等（財産目録、収支計算書等）で確認 |

|  |  |
| --- | --- |
| **２** 既法人として債務超過でない | ・　貸借対照表で、純資産の部の合計（＝資産の部-負債の部）がマイナスとなっていないか要確認 |

|  |
| --- |
| **法40条第2号　支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する** |

|  |  |
| --- | --- |
| **１** 申請時**法第42条各号**のうち、行おうとする支援業務（申請の過去5年以内に1年間）の実績がある | ・　過去5年以内で居住支援活動を行った１年間の①具体的内容（対象の要配慮者、行っていた活動等）②件数  ※市町村から居住支援業務について推薦がある場合、実績ありとみなすが、市町村と連携して行った居住支援業務を要記載 |

|  |  |
| --- | --- |
| **２** 支援業務をﾎﾞﾗﾝﾃｨｱや派遣職員のみで行わず、実務経験を有する職員が実際に業務に関与 | (1)支援業務をﾎﾞﾗﾝﾃｨｱや派遣職員のみで行わない（正規の職員等が関与していない場合は不可）  (2)支援業務の担当職員の人数と実務経験内容 |

|  |
| --- |
| **法40条第3号 役員または職員構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがない** |

|  |  |
| --- | --- |
| **１** 役員･職員が様式第25号第26号の要件を欠く場合、指定しない（様式第２６号の11は**法第42条第1号**の業務を行う場合のみ。様式第25号は10まで） | ・　定款、登記事項証明記載事項との整合を確認  （注）家賃債務保証：実施す　る→様式第26号  実施しない→様式第25号 |

|  |
| --- |
| **法40条第4号　支援業務以外の業務を行う場合､それにより支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがない** |

|  |  |
| --- | --- |
| **１** 原則、支援業務と他業務の組織を分離している | (1)他業務から独立した部署である旨、記載  (2)兼務の場合、支援業務と他業務の時間、曜日が区切られている、担当者が分かれている旨、記載 |
| **２**　組織内に営利事業がある場合、居住支援は、営利部門と異なる担当役員を置き独立部署で行う | ・　支援と営利の部署･役員が組織的に別の旨､記載（営利事業の例：民間賃貸住宅の賃貸借。介護ｻｰﾋﾞｽ事業実施 等） |
| **３**　債務保証業務(**法第42条第1号**規定)を行う場合、①債務保証業務及びその関連業務と②それ以外の業務とで、経理が区分されている | ・　債務保証業務の経理とその他業務の経理とが区分されている旨、具体に記載  ※居住支援法人の経理は、各業務部門(債務保証とそれ以外)で収支、利益（損益）、資産及び負債等の額を分け経理区分する。 |
| **法40条第5号　各号(第1～4号)に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができる** | |
| **１**　法人の定款等で、**法第42条各号**の居住支援事業が、全て法人業務として意思決定されている | ・　支援事業(業務)が定款に記載 （または理事会や総会等**※**で支援事業(業務)の実施を決定した議事録（写）） |
| **※**　定款等の規程により開催した正規の取締役会、理事会、総会等で支援業務を行う旨の意思決定を行うことが必要 | |